

日時 平成19年10月3日(水) 15:00～21:15  
場所 西宮市民会館 特別会議室A  
出席者 (委員) 松本(誠)、川谷、長峯、伊藤、岡田、酒井、佐々木、谷田、土屋、中川  
(河川管理者) 田中、松本、渡邊、前川、前田、植田、吉栖、吹田、岩間、合田  
(事務局) 木本、平塚

内容(協議結果)

### 1 武庫川水系河川整備基本方針(原案)に対する答申(案)等について

本日の議論を踏まえて、以下のことを確認した。

《基本方針審議に係る論点等について》

- ① 論点である「基本高水」と「優先順位」は継続協議とする。
- ② 県は「基本方針本文」及び「治水に関する資料」の流域対策の記述について、記述内容の補強を検討する。
- ③ 基本方針の“まえがき”(資料2-1)について、県は政策目標を掲げたこと等を加えた修正を検討する。また、委員は5日の運営委員会までに意見を提出する。

《峡谷環境調査の位置付けについて》

- ④ 峡谷環境調査を流域委員会で審議したことの位置づけについて明文化することとし、本日の議論を踏まえて、中川委員が案を作成する。

《答申について》

- ⑤ 答申書案(資料1)については、松本委員長が中川委員の意見書の内容を取り入れて修正する。また、委員は5日の運営委員会までに意見を提出する。
- ⑥ 次回流域委員会で答申(案)の骨格の集約は行うが、文章は、第80回運営委員会(10月15日)でまとめる。その後すみやかに、各委員へ送付することとする。
- ⑦ 委員会の答申については、松本委員長から知事に手渡しすることとし、県は日程を調整する。

<主な意見>

《基本方針審議に係る論点等について》

- ・ 基本高水については、数値を変えるという話ではなく、基本方針の記述の問題であり、十分な説明が必要である。流下能力については、これまでも十分議論してきており、今後、データを充実させ、検証が必要と提言している。
- ・ 基本高水の議論は、①流量確率も視野に入れたロジックの問題、②データ不足の問題、③現況流下能力の妥当性の問題が混同されており、整理して考える必要がある。
- ・ 流域対策については、県が本気でやるのが各市に伝わるような文言の修正をお願いしたい。
- ・ 流域対策について、本文と参考資料の記述が全く同じでは意味が無い。参考資料の中で、森林や水田について、治水の上での可能性と限界を記載すべき。

《峡谷環境調査の位置付けについて》

- ・ 峡谷の環境調査について委員会は、今検討している整備計画ではなく、その次の整備計画までに時間をかけて検討すべき課題として提言している。現在の調査は、そもそも委員会が要請した調査ではない。委員会の提言に反して、県が自らの責任において実施しているものである。
- ・ 調査検討に時間を要するという共通認識があったため、次期整備計画までにとということにしてははず。現在行われている正味1年半の調査とはレベルが違う。
- ・ 昨年環境調査をスタートした段階で、県は既に委員会が提言したプロセスの段階を踏み外しており、それは修正が出来ていない。

- ・ 流域委員会で環境調査の説明を受け、委員が意見を出したことの位置付けを文章でまとめ、議事録として残す必要がある。

#### 《答申について》

- ・ なるべく主観的な表現は排除して、客観的な評価を記載すべきである。
- ・ 県と委員会の協働作業により、他の水系とは異なる武庫川らしい基本方針となってきた。そういった評価はするべきである。
- ・ 県と委員会が合意した部分を先に記載し、その後に課題や合意できなかったものを記載する構成にした方がよい。
- ・ 基本方針に政策目標をきっちりと書いたのは画期的なことであり、“まえがき”の中に記載すべきである。

### ◆ 第78回運営委員会配付資料

議事次第、委員名簿

資料1 武庫川水系河川整備基本方針原案についての意見書（答申書案＝未定稿）

[河川整備基本方針（原案）修文案 10月3日]

資料2-1 武庫川水系河川整備基本方針の策定にあたって（案）

資料2-2 武庫川水系河川整備基本方針（修正案）

資料2-3 武庫川水系河川整備基本方針 流域及び河川の概要に関する資料（修正案）

資料2-4 武庫川水系河川整備基本方針 治水に関する資料（修正案）

資料2-5 武庫川水系河川整備基本方針 利水に関する資料（修正案）

資料2-6 武庫川水系河川整備基本方針 環境に関する資料（修正案）

[委員からの意見書]

資料3-1 岡田委員

資料3-2 草薙委員

資料3-3 村岡委員

資料3-4 中川委員

資料4 住民からの意見書

(参考資料)

第77回運営委員会協議状況